

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律要綱

第一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

一 目的に関すること（第一条関係）

この法律は、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。

二 定義に関すること（第二条関係）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(一) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(二) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものとする。

(一) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(二) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうものとする。

と。

4 この法律において「非識別加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報
を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにした
ものをいうものとする。

5 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを
構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいうものとする。

(一) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により個
人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(二) 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書について行政機関の保
有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があ
つたとしたならば、行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

- (1) 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- (2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定による意見書の

提出の機会を与えること。

(三) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、四七の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

6 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいうものとする。

7 この法律において、「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、国の機関等を除き、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいうものとする。

三 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること

1 行政機関の長は、記録情報に要配慮個人情報が含まれる個人情報ファイルを保有しようとするときは、その旨を総務大臣に対して通知するものとする。 (第十条関係)

2 行政機関の長は、1の個人情報ファイルを保有しているときは、その旨を記載した個人情報ファイ

ル簿を作成し、公表しなければならないものとする。 (第十一条関係)

四 行政機関非識別加工情報の提供に関する事

1 行政機関非識別加工情報の作成及び提供等 (第四十四条の二関係)

行政機関の長は、2から13までに従い、行政機関非識別加工情報を作成し、及び提供することができるものとし、法令に基づく場合を除き、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。

2 提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載 (第四十四条の三関係)

行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが二5(一)から(三)までのいずれにも該当すると認めるときは、個人情報ファイル簿に次の事項を記載しなければならないものとする。

- (一) 3(二)の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (二) 3(二)の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (三) 当該個人情報ファイルが二5(二)(2)に該当するとき、5の意見書の提出の機会が与えられる旨

3 行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（第四十四条の四から第四十四条の六まで関係）

(一) 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、2の記載がある個人情報ファイルについて、(二)の提案を募集するものとする。

(二) 行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、提案に係る個人情報ファイルの名称等を記載した書面を提出して、2の個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができるものとする。

(三) 6の契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者等については(二)の提案をすることができないものとする。

4 提案の審査等（第四十四条の七関係）

(一) 行政機関の長は、3(二)の提案があったときは、当該提案をした者が3(三)に該当しないことその他の基準に適合するかどうかを審査しなければならないものとする。

(二) 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、(一)の審査の結果、3(二)の提案が(一)の基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、行政機関の長との間で6の契約を締結することができる旨等を通知するものとし、当該提案が(一)の基準に適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

5 第三者に対する意見書提出の機会付与等（第四十四条の八関係）

個人情報ファイル簿に2(三)の記載がある個人情報ファイルに係る3(二)の提案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項及び第二項の規定を準用するものとする。

6 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結（第四十四条の九関係）

4(二)の契約を締結することができる旨等の通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができるものとする。

7 行政機関非識別加工情報の作成等（第四十四条の十関係）

(一) 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びそ

の作成に用いる保有個人情報をも復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならないものとする。

(二) (一)は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用するものとする。

8 行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（第四十四条の十一関係）

行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報記録されている個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、2で記載することとされている事項に加えて、行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項その他の事項を記載しなければならないものとする。

9 作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（第四十四条の十二関係）

(一) 作成された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者

になろうとする者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人情報ファイル簿に8の事項が記載された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができるものとする。

(二) (一)の提案については、3(二)、3(三)、4及び6の準用を準用するものとする。

10 手数料（第四十四条の十三関係）

(一) 6の契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。

(二) 9(一)の提案をし、6の契約を締結する者は、政令で定めるところにより、(一)の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。

11 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除（第四十四条の十四関係）

行政機関の長は、6の契約（9(二)において準用する場合を含む。）を締結した者が、偽りその他不正の手段により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結したとき等に該当する場合には、当該契約を解除することができるものとする。

12 安全確保の措置（第四十四条の十五関係）

(一) 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬものとする。

(二) (一)については、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用するものとする。

13 従事者の義務（第四十四条の十六関係）

行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は12(二)の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

五 雑則に関すること

1 四3(二)等の提案をしようとする者に対する情報の提供等（第五十一条の二関係）

(一) 行政機関の長は、四3(二)の提案又は四9(一)の提案をしようとする者が容易かつ的確に提案をする

ことができるよう、提案に資する情報の提供その他提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(二) 個人情報保護委員会は、四の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

2 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。(第五十一条の三関係)

3 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、四の規定の施行の状況について報告を求めることができるものとする。(第五十一条の四関係)

4 個人情報保護委員会は、3に定めるもののほか、四の規定の円滑な運用のため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査させることができるものとする。(第五十一条の五関係)

5 個人情報保護委員会は、四の規定の円滑な運用のため必要があると認めるときは、行政機関の長に

対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができるものとする。 (第五十一条の六関係)

6 個人情報保護委員会は、四の規定の円滑な運用のため必要があると認めるときは、行政機関の長に
対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることが出来るものとする
こと。 (第五十一条の七関係)

7 個人情報保護委員会は、行政機関の長が個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号
) 第七十六条第一項各号に掲げる者に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為については、そ
の権限を行使しないものとする。 (第五十一条の八関係)

六 罰則に関する事

四12(二)の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに個人の秘密に
属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に
処するものとする。 (第五十三条関係)

第二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）について、第一と同様の規定（三1及び四10を除く。）を設けるものとする。

第三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人情報識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人情報識別符号は、情報公開請求に係る不開示情報とした上で、公益上の裁量的開示の対象から除くものとする。 （第五条関係）

第四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正関係

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）について、第三と同様の規定を設けるものとする。

第五 附則

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から附則第四条まで関係）

この法律の施行に伴う経過措置等について定めるものとする。

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。（附則第五条から附則第七条まで関係）